平成２４年（フ）第６５５号
埼玉県所沢市東新井町272番地
債務者　小山内次彦
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志摩　　勇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３１０号
兵庫県宝塚市武庫川町４番３―510号
債務者　大村滿壽子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　敦史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月31日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１１５号
福島県郡山市咲田２丁目22番20号　サーパス咲田1301号
債務者　作田　雅明
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平石　典生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１１６号
福島県郡山市咲田２丁目22番20号　サーパス咲田1301号
債務者　作田由美子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平石　典生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第５４６号
熊本県合志市須屋2647番地17
債務者　河相　邦子
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本猪智郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２０３号
群馬県高崎市岩押町14番12号
債務者　徳永雄一郎
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　妙子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第５４２８号
大阪市此花区梅香３丁目19番12号
債務者　野田　雅文
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮脇　常亨
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３４８号
新潟市西区小針１丁目19番３号　シャーメゾンヤマトＡ―201号
債務者　島名　正孝
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４０５号
新潟市西蒲区和納3516番地１、住民票上の住所新潟市西蒲区和納3529番地
債務者　阿部　一芳
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１１号
新潟市中央区笹口２丁目７番地14　メゾン・ド・リッシュ216号
債務者　齋尾　富之
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２１号
新潟市東区太平４丁目21番地３　アビタ・ルミネＡ―201
債務者　捧　　良子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８１号
新潟県胎内市村松浜1119番地
債務者　宗村　理恵（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１２７号
新潟県新発田市中央町５丁目６番29号
債務者　大矢　男治
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１３２号
新潟県村上市松喜和2188番地10
債務者　野澤　重良
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１０６号
宮城県白石市字堂場前134、住民票上の住所宮城県白石市字外川原12番地３
債務者　佐藤　　功
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第６３号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字西住町８番地12　ディアコート７番館105号
債務者　佐藤　　忍（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第４５１９号
大阪府門真市小路町１番23号　小路町マンション207号室、住民票上の住所大阪府守口市寺内町２丁目10番10―501号
債務者　岸本ニダこと　キシモト・ニダ・ヴィラヌエヴア
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部